「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」実施要領

1 目的

建設業における週休2日の確保は、将来に渡る社会資本の安定的な整備・維持管理を支える担い手の確保の観点からも重要な取り組みである。そのため、本市発注の土木工事においても週休2日制を導入し建設現場の環境改善を図るとともに、将来にわたる週休2日制の定着に向けた課題を把握することを目的に、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」(以下「週休2日ステップアップ工事(R2)」という。)を試行するものである。

本要領は、週休2日ステップアップ工事(R2)の試行にあたり、業務実施の流れや 提出書式等を定めることを目的としたものである。

2 「週休2日ステップアップ工事(R2)」の対象工事

本市の「週休 2 日ステップアップ工事(R2)」は、全ての土木工事を対象として実施する。ただし、表 1 のいずれかに該当する工事は適用除外とできる。なお、「週休 2 日ステップアップ工事(R2)」として発注する際は、公告時に告示文で明示するとともに、『特記仕様書(様式 1)』を発注図書に追加する。

表1 週休2日(R2)ステップアップ工事の適用除外案件

1	対象期間(現場着手日から現場完了日)が1か月未満の工事
2	単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
3	工事所管課(所・室)の判断で適用除外とする工事

3 「週休2日ステップアップ工事(R2)」の考え方

(1) 休日形態

本市の「週休2日ステップアップ工事(R2)」は、表2の休日形態から、受注者が選択する。

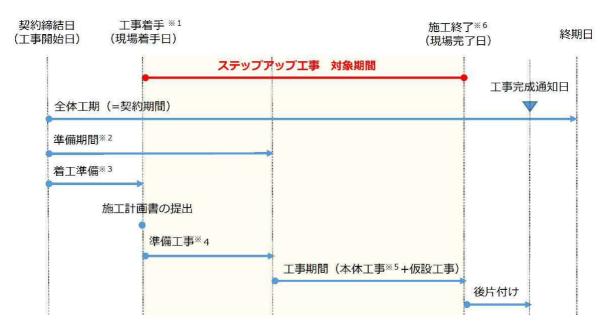
表2_週休2日ステップアップ工事(R2)の休日形態

	休日形態	定義
1	4週8休相当	現場閉所率が 28.5%(8 日/28 日)以上
2	4週7休相当	現場閉所率が 25.0%(7 日/28 日)以上 28.5%未満
3	4週6休相当	現場閉所率が 21.4%(6 日/28 日)以上 25.0%未満
4	未指定	休日形態の指定は行わない

(2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始(6日間)、夏季休暇(5日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

《参考》対象期間のイメージ



(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場 事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 をいう。

なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 間接工事費率等の補正

表2に規定された休日形態により工事を完成させた場合には、間接工事費等の率に、それぞれ表3の補正係数を乗じる。なお、これらの補正は、契約変更により対応する。

表3 週休2日ステップアップ工事(R2)の間接工事費率等の補正係数

	休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
1	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
2	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
3	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

(5) 工期の変更

工期の変更理由が下記に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合。
- ② 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合。
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合。

(6) 工事成績評定点

4週8休以上の休日を取得した場合に限り、工事成績評定における加点の対象とする。なお、予定通り休日を確保できなかった場合においても、工事成績評定の減点対象としない。

4 業務の流れ

週休2日ステップアップ工事(R2)の実施の流れは以下のとおりとする。ただし、各提出書類に関し、定められた期日までに提出を行うことを基本とするが、やむを得ない事情により期日までの提出が難しい場合には、監督員と提出日を改めて協議し書面による取り交わしをした場合に限り、延期を認める。

(1) 工事発注時

発注者は、下記に従い、当該工事が「週休2日ステップアップ工事(R2)」である旨を記載する。

- ① 執行何への記載 執行何の備考欄に「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」であることを記載。
- ② 入札公告への記載 告示文書のその他欄に以下のように記載する。 『本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。』
- ③ 特記仕様書への記載

様式 1 を「さいたま市週休 2 日ステップアップ試行工事(R2)特記仕様書」として追加する。

(2) 契約後から現場着手まで

契約締結から現場着手までの期間に、現場着手日から現場完了日までの休日取得予定ついて、『休日取得予定通知書(様式2)』により、報告する。

休日形態を、「4週8休」「4週7休」「4週6休」として報告した場合は、現場着手日までに、『休日取得計画書(様式3)』(以下、「計画書」という。)を、発注者へ提出する。

(3) 現場着手から現場完了まで

- ① 計画書は、4週単位を原則とし、提出期限は、現場着手時は現場着手までに、 それ以降は各単位の作業開始7日前までに、発注者へ提出する。
- ② 発注者は、計画書の提出を受け、休日の取得計画を確認する。
- ③ 受注者は、発注者に提出した計画書の末日から7日以内(土、日、祝日を除く)に、計画書に基づく休日取得の実施が確認できる「休日取得実施書(様式4)」(以下「実施書」という。)を、発注者へ提出する。
- ④ 計画書で計画した休日が取得できないときは、監督員と協議のうえ、原則として、前後4週の間で振替休日を取得する。

(4) 現場完了から工事完成まで

- ① 受注者は、現場が完了した段階で、「休日取得実績報告書(様式5)」(以下、「実績報告書」という。)を発注者へ提出する。発注者は、「実施書」及び「実績報告書」により、工期全体を通じての休暇の取得状況及び振替休日の取得状況を確認し、工事成績評定点における加点や間接工事費に割増への対応などを決定する。
- ② 受注者は、工事完成書類として、「さいたま市工事成績評定要領」及び「さいたま市水道局工事成績評定要領」第5条関係(様式第3号)「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」を作成し、併せて、添付書類として「計画書」及び「実施書」、「実績報告書」を発注者へ提出する。
- ③ 現場着手から現場完了までの期間を通じて、4週8休を達成できた場合に限り、工事成績評定点において加点を行う。

(5) 完成検査終了後

受注者は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)アンケート」を、 完成検査後14日以内(土、日、祝日を含む)に技術管理課組織端末宛にメール 等で提出する。 提出先:さいたま市建設局技術管理課

TEL: 048-829-1515 FAX: 048-829-1988 E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp

5 「週休2日ステップアップ工事(R2)」の適用除外とする場合の対応

- ① 契約締結から現場着手までの期間に、「休日取得予定通知書(様式2)」により、 休日形態を「未指定」とした場合には、適用除外とできる。
- ② 現場着手後、やむを得ず4週6休未満の休日形態とする場合、受注者は「適用 除外 報告書(様式6)」により報告し、適用除外とできる。
- ③ 適用除外とした場合は、「週休2日ステップアップ工事(R2)」に係る書類の提出を省略することができる。

6 実施証明書の発行

- ① 受注者は、本試行による週休2日工事の実施証明書が必要な場合には、「実施証明書申請書(様式7)」により発注者へ申請する。
- ② 発注者は、受注者から「実施証明書申請書(様式7)」が提出された場合は、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)(様式8)』実施証明書を発行する。

7 試行工事における留意事項

- ① 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等は行わない。
- ② この要領に定めのない事項については、監督員等と協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。